

電気料金種別説明書

[低圧・市場連動型プラン編]

2026年4月1日

おきたま新電力株式会社

1. 適用条件

この電気料金種別説明書(低圧・市場連動型プラン編)は、(以下、「この説明書」といいます。)は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます)にもとづく接続供給により、低圧で電気の供給を受ける需要のうち、次のいずれにも該当し、当社が承諾したものに適用いたします。なお、本プランの適用にあたっては、電気標準約款(以下「標準約款」といいます。)の規定をあわせて適用するものといたします。

- (1) 原則として、当社が電磁的方法(インターネットを利用する方法をいいます。)により提供するサービス(当社が指定するものに限ります。)を利用し、各種通知の受領および諸手続きを行うことができるお客さまであること。
- (2) この説明書は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2. この説明書の変更

- (1) 当社は、次の場合に、民法第548条の4の規定にもとづき、この説明書を変更することがあります。この場合、電気の供給条件は、変更後の説明書によります。

イ 託送約款等の変更・法令の制定または改廃により、この説明書を変更する必要が生じた場合

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ハ その他、社会情勢の変化や電源調達費用の著しい変動等、合理的な理由により、この説明書の変更が必要となった場合

- (2) 当社がこの説明書を変更する場合、変更内容を当社ウェブサイトへの掲示等によりお知らせいたします。

3. 契約種別

- (1) 市場連動電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のすべてに該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10A以上かつ、60A以下であること
- (ロ) 1 需要場所において他の契約とあわせて契約する場合、契約容量等の合計が50kW未満であること(この場合、10Aおよび1kVAはそれぞれ1kWとみなして合算いたします)

ただし、お客さまが1 需要場所において複数契約を希望され、一般送配電事業者が認めたときは、50kW以上となる場合であっても本契約を適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の定めにもとづき、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式・供給電圧:交流単相2線式標準電圧100V、交流単相3線式標準電圧100Vおよび200V
(技術上やむをえない場合は、交流3相3線式200Vとすることがあります)

周波数:標準周波数50Hz

ハ 契約電流

10A、15A、20A、30A、40A、50Aまたは60Aのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金

料金は、以下の合計といたします。各料金の単価は次の「4. 料金単価」に従います。なお、この料金プランには燃料費等調整額を適用しません。

- ① 基本料金(契約電流に応じた単価)
- ② 電力量料金(市場連動料金 + 月間使用量料金)
- ③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(再生可能エネルギー発電賦課金単価×使用電力量)

(2) 市場連動電灯C・市場連動低圧電力

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のすべてに該当する場合に適用いたします。

- (イ) 契約容量が原則として 50 kVA 未満であること
- (ロ) 契約電力が原則として 50 kW 未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において他の契約とあわせて契約する場合、契約容量等の合計が 50kW 未満であること(この場合、10A および 1kVA はそれぞれ 1kW とみなして合算いたします)

ただし、お客さまが 1 需要場所において複数契約を希望され、一般送配電事業者が認めたときは、50kW 以上となる場合であっても本契約を適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の定めにもとづき、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式・供給電圧:交流単相 2 線式標準電圧 100V、交流単相 3 線式標準電圧 100V および 200V (技術上やむをえない場合に、交流 3 相 3 線式 200V とすることがあります)

周波数:標準周波数 50Hz

ハ 契約負荷設備

あらかじめ使用する負荷設備(電気機器)を特定し、設定していただきます。

ニ 契約電力および契約容量

- (イ) 原則として標準約款第 2.9 条(契約電流、契約電力および契約容量)の規定により定めます。
- (ロ) お客さまの希望により、計量器または電流制限器で電流を制限する場合、契約容量は、次により算定した値といたします。この場合、制限する最大電流(設定値)は、あらかじめ設定していただきます。

$$\text{契約容量(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電圧(ボルト)} \times \text{設定する最大電流(アンペア)}}{1,000}$$

(交流単相 3 線式の場合、電圧は 200 ボルトとして計算いたします)。

ホ 料金

料金は、以下の合計といたします。各料金の単価は次の「4. 料金単価」に従います。なお、この料金プランには燃料費等調整額を適用しません。

- ① 基本料金(契約電力または契約容量に応じた単価)
- ② 電力量料金(市場連動料金 + 月間使用量料金)
- ③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(再生可能エネルギー発電賦課金単価×使用電力量)

(3) 市場連動低圧動力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のすべてに該当する場合に適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として 50 kW 未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において他の契約とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50kW 未満であること。(この場合、10A および 1kVA はそれぞれ 1kW とみなして合算いたします)

ただし、お客さまが 1 需要場所において複数契約を希望され、一般送配電事業者が認めたときは、50kW 以上となる場合であっても本契約を適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の定めにもとづき、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式・供給電圧：交流 3 相 3 線式標準電圧 200V

(技術上やむをえない場合に、交流単相 2 線式 100V とすることがあります)

周波数：標準周波数 50Hz

ハ 契約電力

契約電力は、以下のとおり定めます。

- (イ) 実量制(デマンド制)
原則として標準約款第 2.9 条(契約電流、契約電力および契約容量)にもとづき、最大需要電力により決定します。
- (ロ) 主開閉器(負荷設備)契約への特別措置
お客さまが次のいずれかに該当し、当社が承諾したときは、設置されている主開閉器の定格電流や負荷設備の容量等にもとづき、標準約款附則3(契約容量および契約電力にかかわる特別措置)(3)ロ(イ)に準じて決定します。
 - ① 新規契約前から引き続き一般送配電事業者の設備を利用し、かつ、以前から標準約款附則3(契約容量および契約電力にかかわる特別措置)(3)ロ(イ)と同じ方法で契約電力を定めている場合
 - ② 需給契約が消滅している需要場所であって、かつ、需給契約の消滅時点において、標準約款附則3(契約容量および契約電力にかかわる特別措置)(3)ロ(イ)と同じ方法で契約電力を定めている場合

(ハ) 変更の届出

契約主開閉器または負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ当社へ申し出ていただきます。

ニ 料金

料金は、以下の合計といたします。各料金の単価は次の「4. 料金単価」に従います。なお、この料金プランには燃料費等調整額を適用しません。

- ① 基本料金(契約電力に応じた単価)
- ② 電力量料金(市場連動料金 + 月間使用量料金)
- ③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(再生可能エネルギー発電賦課金単価×使用電力量)

4. 料金単価

イ 基本料金

基本料金は、「1 か月」につき次の通りです。

市場連動電灯B	
契約電流	単価(円)
10 A	226.60
15 A	339.90
20 A	453.20
30 A	679.80
40 A	906.40
50 A	1,133.00
60 A	1,359.60

市場連動電灯C、市場連動低圧電力	
契約内容	単価(円)
契約容量 1 kVA あたり 契約電力 1 kW あたり	226.60

市場連動低圧動力	
契約内容	単価(円)
契約電力 1 kW あたり	630.30

ロ 電力量料金

電力量料金は、「連動料金」と「月間使用量料金」を合計して算定いたします。

(イ) 市場連動料金

30 分ごとの使用電力量に、東北エリアプライス税込み単価と一般送配電事業者が定める損失率を反映した単価を乗じて算出します。

(ロ) 月間使用量料金

「1 月」の総使用電力量に基づき、以下の単価を用いて算出します。

全プラン共通		
区分		1 kWh あたりの 単価(円)
需給調整管理等費用		3.50
託送電力量料金	電灯	8.58
	動力	8.57

5. その他

- (1) 当社は標準約款別表4(日割計算)に準じて日割計算をいたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割り計算は、別表によるものとします。
- (2) その他の事項については、標準約款によるものとします。

附則

実施期日

この説明書は、2026年4月1日から実施いたします。